

第 10 章 関係地域の設定

(空白)

第10章 関係地域の設定

10.1 環境に影響を及ぼす地域の設定

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「山梨県環境影響評価条例第16条3項」に基づき、事業者が設定するものである。

関係地域は、本事業の実施による工事中及び存在・供用時の環境影響要因ごとの環境影響評価項目に関する周辺地域への影響の程度を把握することで設定した。

10.2 関係地域（環境に影響を及ぼす地域）

関係地域の設定の考え方にに基づき、事業実施による環境への影響が懸念される環境影響評価項目と周辺市町との関係を表10.2-1に示す。

一般的に最も広い範囲に環境影響を及ぼす要因としては、焼却施設の排ガスによる大気汚染がある。今回、施設稼働に伴う排ガスの予測結果では、長期平均濃度では対象事業実施区域内に最大着地濃度が出現し、短期平均濃度では対象事業実施区域から南西に約2km離れた市川三郷町の山中に最大着地濃度が出現した。それ以外の人家等が存在する地域において、大気汚染物質の寄与濃度は低くなっており、大気汚染の影響の範囲を一律で設定することはできなかった。

騒音・振動、水質、植物・動物など、他の項目についても同様に、範囲を一律で設定することはできなかった。

そのため、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、表10.2-1の整理結果より設定した。

中央市及び市川三郷町については、複数の項目において環境への影響がある地域であると整理されたことから、関係地域とした。

甲府市については、工事中の資機材の運搬車両の走行による大気汚染及び騒音・振動について、それぞれ環境への影響が極めて小さい地域であると整理された。

このうち、資機材の運搬車両の走行による大気汚染については、車輛の排ガスによる寄与は極めて小さいと予測された（二酸化窒素寄与濃度は環境基準0.04ppmの3%未満、浮遊粒子状物質の寄与濃度は環境基準0.10mg/m³の0.1%未満）。同じく資機材の運搬車両の走行による騒音・振動については、騒音では0.3dB、振動では0.5dBの増加と予測された。

いずれの項目についても、影響を加えた大気汚染等の予測結果はいずれも環境保全目標に適合しており、また環境の状態の変化について人が感じることのできる程度ではないことから、環境への影響は懸念されず、関係地域には含めないこととした。

関係地域：中央市及び市川三郷町のそれぞれの一部

表 10.2-1 事業活動による環境への影響が懸念される環境影響評価項目と市町との関係

時期	環境影響要因		環境影響 評価項目	環境への影響が懸念される周辺地域					
				中央市	市川三 郷町	甲府市	昭和町	南アル プス市	
工 事 中	造成等の施工による一時的な影響	・土地の改変、工事時の粉じん、降雨時の濁水発生	水質			×	×	×	
			植物・動物			×	×	×	
			廃棄物		×	×	×	×	
	建設機械の稼働	・機械の稼働に伴う排出ガス、騒音、振動の発生及び陸上動物への影響	大気汚染			×	×	×	
			騒音・振動			×	×	×	
			植物・動物			×	×	×	
	資機材の運搬車両の走行	・車両の走行に伴う排出ガス、騒音、振動の発生及び陸上動物への影響、地域交通への影響	大気汚染				×	×	
			騒音・振動				×	×	
			植物・動物			×	×	×	
地域交通					×	×	×		
存 在 ・ 供 用 時	施設の存在	・新たな施設の出現	水象（表流水）			×	×	×	
			日照障害		×	×	×	×	
			植物・動物			×	×	×	
			景観・風景			×	×	×	
			触れ合い			×	×	×	
	施設の稼働	・施設の稼働に伴う、排ガス、騒音、低周波音、振動、廃棄物、大気汚染物質、温室効果ガスの発生、及び悪臭の漏洩、水の利用、植物・動物への影響	大気汚染			×	×	×	
			悪臭			×	×	×	
			騒音・低周波音・振動			×	×	×	
			地下水質			×	×	×	
			地下水位			×	×	×	
			地盤沈下			×	×	×	
			土壌汚染			×	×	×	
			植物・動物			×	×	×	
			廃棄物		×	×	×	×	
			大気汚染物質・水質汚濁物質			×	×	×	
	廃棄物運搬車両の走行	・車両の走行に伴う排出ガス、騒音、振動の発生及び陸上動物への影響、地域交通への影響	温室効果ガス		×	×	×	×	
			大気汚染			×	×	×	
			騒音・振動			×	×	×	
			植物・動物			×	×	×	
				地域交通			×	×	×

注： : 環境への影響がある地域
: 環境への影響が極めて小さい地域
× : 環境への影響がない地域